

事業設計書							設計 年月日	令和 年 月 日
部長	課長	所長	補佐	主幹	主査	担当	設計者	
事業名称	旧クリーンセンター等残置物運搬業務委託				路線 番号			
事業箇所	松戸市高柳新田37番地他	事業施 行方法			事業 期間	自 令和 年 月 日 至 令和 8年12月31日		
設計金額	事業費総額		委託価格		円			
	一金		委託費計		円			
	直接事業費		現場管理費		ごみ処分費は別途			
	共通仮設費							
内訳	一般管理費							
設計概要	別紙、内訳書のとおり					設計内容 審査済		

松 戸 市

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託料								
	旧クリーンセンター等残置物運搬業務委託							
	1. 残置物運搬費			式	1			第1表参照
	直接業務費計							
	業務管理費			式	1			
	業務原価							
	一般管理費等			式	1			
	委託価格							
	消費税及び地方消費税額							
	委託費計							

単 価 表

第 1 表	残置物運搬費						
名 称	細別	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員			人				
一般運転手			人				
普通トラック			日				単価表第2表参照
計							

単 価 表

第 2 表	普通トラック						1日当たり
名 称	細別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		1・2号	L				
トラック (普通)		2 t 積	時間				
計							

松 戸 市

旧クリーンセンター等残置物運搬業務委託仕様書

1 事業概要

- (1) 事業名称：旧クリーンセンター等残置物運搬業務委託
- (2) 事業場所：松戸市高柳新田37番地他
- (3) 事業期間：契約締結日の翌日から令和8年12月31日
- (4) 事業概要：旧クリーンセンター管理棟、工場棟、余熱利用施設の残置物を松戸市リサイクルセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターへ収集運搬する。

2 趣旨

本仕様書は、旧クリーンセンター等残置物運搬業務委託に係る「仕様書」であり、必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお、本仕様書は、基本的な事項を定めたものであり、特段の定めがない場合であっても作業遂行上、当然必要な事項については、受託者の負担で実施するものとする。

3 定義

本仕様書における用語の定義

甲：委託者

乙：受託者

4 基本仕様

本委託業務を計画または実施する場合、関係法令等を遵守し、安全・衛生両面に留意する。

5 委託範囲

- (1) クリーンセンター管理棟（3階建て）、工場棟（地下2階・地上5階建て）・余熱利用施設（スポーツ施設（2階建て）及び六実高柳老人福祉センター（1階建て））及び敷地内
松戸市高柳新田37番地・松戸市高柳1832番地

6 一般事項

- (1) 乙は残置物を各施設から分別収集し、松戸市リサイクルセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターへ適正に運搬すること。
搬入物に対し、他の施設への指示があった場合には、従うこと。
- (2) 運搬車両については、最大4t車までとし、作業に適した車両を使用すること。
各施設への搬入は2台/日までとする。
登録外の車両を追加で使用する場合には、臨時車両登録を行い、使用すること。
- (3) 残置物を施設に搬入する際は、施設内職員の指示に従うこと。
- (4) 乙は契約締結日から7日以内に工程表を甲に提出すること。
- (5) ごみに係る一般廃棄物処理手数料は乙が支払うものとする。なお、その手数料は業務完了後、報告書及び計量伝票（写し）により、委託料と共に甲に請求するも

のとする。単価については1 kg 当り16円（消費税抜き）とする。

ごみ処分予定数量 20,000kg～30,000kg程度

- (6) 残置物の内、各施設で搬入禁止にしているものについては、工場棟1階工作室にまとめること。
- (7) 乙に委託した施設の鍵については、乙の責任において開閉および保管するものとし、乙は契約満了後に、甲に返納するものとする。
- (8) 乙は、仕様書等提示条件について疑義が生じた場合は、自己判断する事なく監督職員と協議するものとする。
- (9) その他詳細は甲の指示に従うこと。

7 作業時間

平日の8時30分 ～ 17時00分の間
(土日祝日は、作業を行わないこと)

8 使用機材等

作業に要する機材、燃料、ごみ袋等は、すべて乙の負担とする。

9 損害等

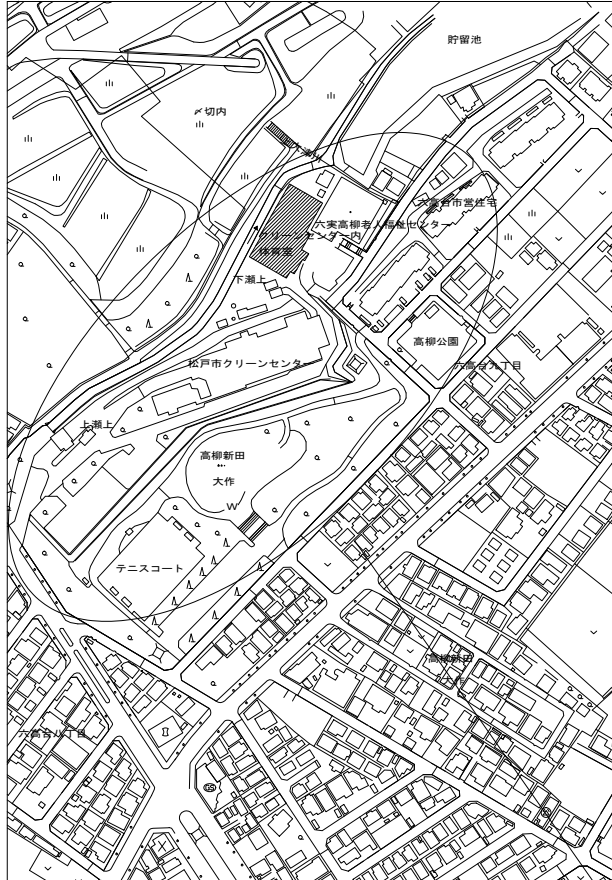
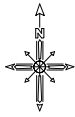
乙は、人身事故や、第三者等に損害を与える事故が発生したときは、必要な応急処置を行うとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の状況等について、速やかに甲に報告し指示を受けることとする。また、これらの事故に係る損害については、すべて乙の負担とする。

10 主な一般廃棄物運搬品目

一般事務所製品（木製棚、木製テーブル、ソファ、マット、柔道用畳等）

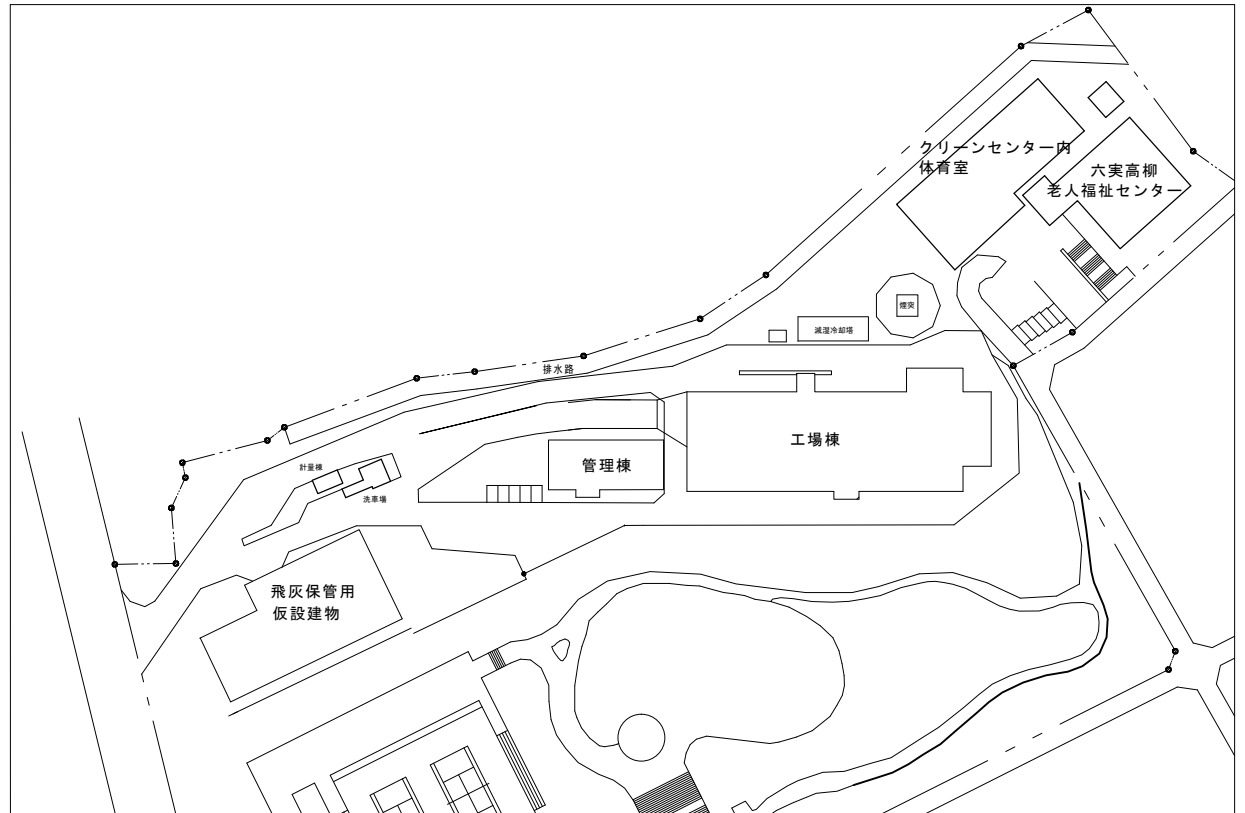
工場内部品（電気部品、樹脂製品、陶磁器、ホース、木材、汚れた段ボール（資源化不可）等）

旧クリーンセンター等残置物運搬業務委託



業務場所：松戸市高柳新田37番地他

案内図



配置図